

令和 7 年 5 月 21 日
総務部職員厚生課

職員の育児休業等に関する条例等の改正について

1 改正趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、世田谷区においても仕事と生活の両立を一層推進するため、「職員の育児休業等に関する条例（以下「育児休業条例」という。）」、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」及び「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部を改正する。

2 改正内容

項目	内容
第 1 号部分休業の取得可能時間の柔軟化 【育児休業条例第 15 条】	第 1 号部分休業 ^{※1} について、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止する。 ※ 1 「第 1 号部分休業」：現行の部分休業（1 日につき 2 時間を超えない範囲で 30 分を単位に承認）
第 2 号部分休業の新設 【育児休業条例第 15 条の 2、第 15 条の 3、第 15 条の 4、第 15 条の 5、第 17 条、附則第 2 項】	現行の第 1 号部分休業の請求パターンに加え、第 2 号部分休業として新たな請求パターンを以下のとおり導入する。職員は、条例に定める期間ごとに、第 1 号部分休業又は第 2 号部分休業のいずれかのパターンで請求する。 (1) 条例で定める請求期間 毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで (2) 第 2 号部分休業の取得時間 1 年度につき 10 日相当の範囲 ^{※2} で承認する。 ①常勤職員（再任用職員を含む） 77 時間 30 分（今年度は 38 時間 45 分） ②会計年度任用職員 勤務日 1 日当たりの平均勤務時間に 10 を乗じて得た時間（今年度は 5 を乗じて得た時間） ※ 2 子育て部分休暇と併用する場合は、合計して 1 年度につき 10 日相当の範囲内とする。 (3) 承認単位 原則として 1 時間を単位として承認する。 (4) 請求パターンの変更 条例で定める特別の事情 ^{※3} を除き、同一年度中に請求したパターンを変更することはできない。 ※ 3 請求パターンを変更できる特別の事情は、請求時に予測することができなかった事実（配偶者等の入院、別居等）が生じたことにより変更をしなければ子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情

項目	内容
会計年度任用職員における部分休業の対象職員の拡大 【育児休業条例第 14 条】	(1) 対象要件の職員が養育する子について「小学校就学の始期に達するまでの子」に引き上げる（現行は「3 歳に達するまで」）※⁴（併せて子育て部分休暇の子の年齢については小学校 1 年生からに変更する。）。 ※ 4 部分休業の対象となる子の年齢については、直接、地方公務員の育児休業等に関する法律の適用を受けるものであり、同法の改正に伴う変更 (2) 部分休業の対象職員の要件から、1 日の勤務時間に関する要件を削除する。
子育て部分休暇の拡充 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 16 条の 3】 【幼稚園職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 18 条の 3】	部分休業期間を補完する休暇である子育て部分休暇においても、第 2 号部分休業と同様の新たな請求パターンを設けることとし、職員は、年度ごとに、いずれかのパターンを請求する取扱いとする。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

令和 7 年 10 月 1 日

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月12日条例第20号 (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 省略 (2) 勤務日数を考慮して世田谷区規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。<u>次条において同じ。</u>） (第1号部分休業の承認) 第15条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u>	○職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月12日条例第20号 (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第17条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 省略 (2) 勤務日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して世田谷区規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。） (部分休業の承認) 第15条 <u>部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第2号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して世田谷区規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u>
2 勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例	2 勤務時間条例第15条第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例

改正後	改正前
第17条第1項の規定による育児時間、勤務時間条例第16条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項の規定による介護時間又は<u>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年3月世田谷区規則第34号。以下「勤務時間規則」という。）第25条の3第5項若しくは幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号。以下「幼稚園教育職員勤務時間規則」という。）第30条の3第5項</u>の規定による<u>第1号子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は<u>当該第1号子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。<u>なお、勤務時間規則第25条の3第7項又は幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の3第7項に規定する第2号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第1号部分休業を承認することはできない。</u> 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく世田谷区規則の規定による育児時間、介護時間又は<u>第1号子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない場合における<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は<u>当該第1号子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 <u>4 勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく世田谷区規則に規定する第2号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている非常勤職員については、第1号部分休業を承認す</u>	第17条第1項の規定による育児時間、勤務時間条例第16条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項の規定による介護時間又は<u>勤務時間条例第16条の3第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項</u>の規定による<u>子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は<u>当該子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく世田谷区規則の規定による育児時間、介護時間又は<u>子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない場合における<u>部分休業</u>の承認については、1日につき当該非常勤職員について定められた1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は<u>子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

改正後	改正前
<u>ることはできない。</u> <u>(第2号部分休業の承認)</u> 第15条の2 <u>育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> 2 <u>勤務時間規則第25条の3第5項、幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の3第5項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく世田谷区規則に規定する第1号子育て部分休暇に係る申出(申出内容の変更による場合を含む。)をしている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> 第15条の3 <u>育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> 第15条の4 <u>育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、勤務時間規則第25条の3第7項、幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の3第7項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく世田谷区規則に規定する第</u>	

改正後	改正前
<u>2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員については、当該各号に定める時間から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に10を乗じて得た時間（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）</u> <u>第15条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> （部分休業における給与の減額） 第16条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号。以下「給与条例」という。）第14条第1項、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第19条第1項及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第9条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条、幼稚園教育職員給与条例第22条及び会計年度任用職員給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額（同条にあっては、報酬額）を減額して給与を支給する。	（部分休業における給与の減額） 第16条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号。以下「給与条例」という。）第14条第1項、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第19条第1項及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第9条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条、幼稚園教育職員給与条例第22条及び会計年度任用職員給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額（同条にあっては、報酬額）を減額して給与を支給する。

改正後	改正前
(部分休業の承認の取消事由) 第17条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u> <u>附 則 (令和 年 月 日条例第 号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第15条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。</u>	(部分休業の承認の取消事由) 第17条 <u>第11条の規定は、部分休業について準用する。</u>

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成10年 3 月12日 条例第14号 (子育て部分休暇) 第16条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子その他規則で定める子を養育するため、1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。 2 省略 <u>附 則（令和 年 月 日 条例第 号）</u> <u>この条例は、令和7年10月1日から施行する。</u>	○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成10年 3 月12日 条例第14号 (子育て部分休暇) 第16条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子その他規則で定める子を養育するため、1日の勤務時間の<u>一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。 2 省略

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成12年 3 月13日 条例第21号 (子育て部分休暇) 第18条の3 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子その他<u>教育委員会規則</u>で定める子を養育するため、1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。 2 省略 <u>附 則（令和 年 月 日 条例第 号）</u> <u>この条例は、令和7年10月1日から施行する。</u>	○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成12年 3 月13日 条例第21号 (子育て部分休暇) 第18条の3 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子その他<u>規則</u>で定める子を養育するため、1日の勤務時間の<u>一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。 2 省略